

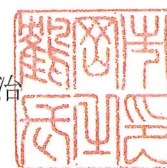
一般廃棄物処分量許可証

住 所 鶴岡市西目字水上沢129-5
(所 在)

氏 名 ウィズ環境株式会社
(名称及び代表者氏名)
代表取締役社長 恩 田 健 次

第7条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
第7条の2第1項

鶴岡市長 皆 川 治



許可の年月日 令和 3年 4月24日

許可の有効期限 令和 5年 4月23日

複写禁止

	事業の区分	中間処理（減容固化処理）	中間処理（破碎）
1 事業の範囲	一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 粗大ごみ（木くず、繊維くず、紙くず）	粗大ごみ（廃プラスチック類）
2 許可の条件	裏面記載のとおり		
3 許可の更新、変更の状況	平成21年 4月24日	許可新規	
	平成23年 4月24日	許可更新	
	平成25年 4月24日	許可更新	
	平成27年 4月24日	許可更新	
	平成29年 4月24日	許可更新	
	平成31年 4月24日	許可更新	
	令和 3年 4月24日	許可更新	

一般廃棄物処分業許可条件

- 1 当該許可業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「条例」という。）等を遵守し、適正に業務を遂行すること。
- 2 処分方法は、減容固化処理及び破碎処理とする。
- 3 一般廃棄物の処分の結果生じた残渣については、鶴岡市の指示する施設に搬入すること。
- 4 一般廃棄物処分業の許可に係る権利を他に譲渡又は業務を代行させてはならない。
- 5 事業の全部もしくは一部の廃止、又は住所等の変更があった場合は、条例第7条第1項の規定により、10日以内に届けなければならない。（様式第7号）
- 6 鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条の規定により、当該月毎の処理実績を翌月の5日まで報告（様式第13号）しなければならない。
- 7 その他、市長が必要と認めた報告書又は資料等の提出について、その指示に従わなければならない。
- 8 上記条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可の取り消し、または業務の停止を命ずることがある。

複写禁止